

告 示

埼玉県告示第千七百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第三号及び第九号の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社福来詩
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市本町十三番地三プラントール坂戸三〇七号室
- 三 事業所の名称
訪問介護ステーションかのかん
- 四 事業所の所在地
埼玉県坂戸市本町十三番地三プラントール坂戸三〇七号室
- 五 介護保険事業所番号
一一七六〇〇一二一〇
- 六 サービスの種類
訪問介護
- 七 効力の停止の内容
新規利用者の受け入れ停止
- 八 効力の停止期間
平成三十年十月一日から平成三十年十二月三十一日まで